

フローチャート 定額減税補足給付金（調整給付）

スタート

令和6年1月1日時点で
磐田市に住所がある

はい

合計所得額
が1,805万
円以下（給
与収入
2,000万円
以下に相
当）である

はい

令和6年度
住民税所得
割または令
和6年分所
得税の少な
くとも一方
が課税され
る

はい

令和6年度
住民税所得
割又は令和
6年分所得
税の少なく
とも一方か
ら定額減税
額を控除し
きれない

はい

1人あたりの
減税しきれない額が
所得税分3万円
個人住民税1万円を
上回る

定額減税しきれないと見込まれる
所得水準の方への給付
【調整給付】に該当する可能性が
あります

確認書が届きましたら申請期限まで
に申請してください。詳細は確認書
をご覧ください。届かない場合や紛
失された場合には、給付金専用ダイ
ヤルまでお問合せください。

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

当市定額減税補足給付金（調整給付）の
対象ではありません

給付金
専用ダイヤル

☎0120-555-087
9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)